

折込が不可能になると想定される災害

01 地震・噴火・火災

原因がいずれにせよ大規模地震・噴火や火災が発生した場所に新聞販売店が所在した場合、被害状況によっては新聞販売店の宅配体制が整うまで折込作業ができなくなる場合があります。

02 豪雪・豪雨

道路・橋梁などの崩壊や河川の増水や氾濫、豪雪、土砂崩れにより輸送が不可能となった場合は折込作業ができなくなる場合があります。2018年1月に豪雪でトラック100台以上が立ち往生し北陸道が富山石川県境で通行止め、2月に500台を超えるトラックが立ち往生し福井県内の国道8号が長時間にわたり通行止めとなるなど、豪雪によって新聞または折込広告の輸送に影響がでる場合もあります。

03 台風・竜巻

2012年、2013年、2015年に関東北部を襲った竜巻が観測されました。販売店の被害はありませんでしたが、経路、発生時間帯による被害状況によっては折込に影響がある可能性もあります。

04 感染症

世界的に流行する新型インフルエンザ等の感染症の発生により、関係省庁からしかるべき指導があった場合、その状況によっては指定日の折込もしくは中止ができない場合があります。

05 その他

テロや武力攻撃、その他の要因により生活環境が著しく阻害され、通常の折込業務ができなくなる場合があります。

J-NOA北陸ブロック協議会
北陸三県【富山県・石川県・福井県】

大規模災害時 新聞折込広告 お取扱いに関する ガイドライン

大規模災害が発生した場合 新聞折込が不可能になる場合がございます



地震発生とともにライフライン（輸送、電力、通信、配達網）のすべてが遮断されました。

夕方の発生。翌日新聞は発行されましたが、ライフライン（輸送、通信、新聞配達網）の全てが遮断されました。新聞販売店の宅配体制回復まで1週間を要しました。

2度にわたる大地震により家屋の倒壊、橋梁の崩落などライフラインが遮断され、被害が甚大だった地区では折込再開まで1ヶ月を要しました。

夕方の発生。奥能登地域を中心に北陸地方で甚大な被害が発生しました。奥能登地区は約2ヶ月間、折込が不可能となりました。

午後の発生。中心被災3県（宮城、岩手、福島）では、海岸線沿い地区を中心にライフラインの崩壊により壊滅的な被害を受け、数ヶ月以上も折込が不可能となりました。東日本全体でもライフライン（電気・通信・燃料など）に影響を及ぼし、関東地区では1週間近く折込が不可能となりました。

各地にある原子力発電所で原発事故や放射能漏れがあった場合、広域に及ぶ交通規制が敷かれます。輸送が遮断され、避難勧告が出された地域への立ち入りは禁止され、新聞配達は不可能となります。

発生直後から周辺道路封鎖、車両（輸送も含め）進入禁止となり新聞配達不可のため折込広告は届けられませんでした。

発生直後から上記に加え、避難勧告が出された地域では新聞販売業務ができない状況となりました。

台風、集中豪雨による河川の増水や氾濫、橋梁や道路の崩壊、新聞販売店浸水で一部地区の輸送、配達が遮断され、折込が不可能となりました。

河川が氾濫し濁流が町を襲いました。交通が遮断、販売店は浸水し、新聞配達（折込広告も）が不可能となりました。

台風と前線の影響で記録的な大雨となり、鬼怒川など多くの河川で堤防が決壊、越水などし洪水が発生。上記と同じ状況となりました。

北陸・東北・北海道などの雪に強い地区であっても、集中的に雪が降った場合、除雪が間に合わず交通が遮断されることもあります。

会津地方では記録的豪雪により国道が遮断、車両立ち往生のため、新聞の販売店到着が遅れました。折込も1日遅れとなりました。

観測史上最大級の大雪により、地域の孤立、ライフライン（道路、燃料、物流など）に影響が出て、関東甲信の一部地区で新聞配達不能のため、数日間折込ができませんでした。

北陸地区で記録的な大雪により、北陸自動車道などで約1,700台を超える車が立ち往生するなど交通機関が麻痺。指定日に折込が配布できない事態となりました。



地震

2004年10月23日
新潟中越地震

2016年4月14日および16日
熊本地震

2024年1月1日
能登半島地震



地震・津波

2011年3月11日
東日本大震災



原発事故・放射能漏れ

1999年9月30日
東海村の臨界事故

2011年3月11日
福島第一原発事故



水害

2004年7月13日
三条市、見附市の水害

2015年9月9日から11日
関東・東北豪雨



豪雪

2010年12月25日
会津地方の豪雪

2014年2月14日
関東甲信地区の豪雪

2021年1月7日から11日
北陸地区の豪雪

地震・津波・豪雨・水害・豪雪・噴火などの自然災害。原発事故・放射能漏れ・大火事のような事故・人災などの災害時、被災地に所在する新聞販売店の倒壊やライフラインの崩壊、その他想像し得ない事態が発生することを私たちは2011年3月11日の東日本大震災で学びました。また、広域的な感染症の蔓延においても同様とされます。このような場合、ご依頼いただいた折込広告の一部または全部が実施不能となる場合がございます。さらに、通信手段の確保が困難な状況下では、中止することすらできない場合がございます。本ガイドラインは、このような災害時における判断方法、責任の範囲を定めたものです。あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

実施の判断

災害時において、新聞社、新聞輸送会社、新聞販売店、折込広告代理店、折込輸送会社は全力を傾注して、新聞及び折込広告をお届けすべく努めます。しかしながら、災害規模・被災状況により新聞折込が実施できない場合がございます。このような状況下での実施の可否については折込広告代理店の判断とさせていただきます。また、新聞本紙が新聞販売店に未到達の場合は、折込広告が新聞販売店に到達済みであっても、折込広告のみの配達はいたしません。

責任の範囲

実施不能、配達遅延となった場合、未実施分の配送仕分管理料を含む折込料金、折込広告本体の印刷代金・用紙代・営業損失・その他間接的費用については一切責任を負うことができませんのでご了承ください。被災によって折込広告自体が破損し使用不能となった場合も同様とさせていただきます。また、未実施分については、日程を変更しての実施及び返却ができない場合がございます。

実施不能・配布遅延となるケース

■人命に関わる場合 ■人員の安全確保ができない場合

■新聞の印刷工場が被災などにより新聞が発行不能となった場合

■道路・橋梁などの崩壊や豪雪・豪雨・落石に夜交通の遮断で次のとおりの状況となった場合

1. 新聞販売店に新聞が届かない場合
2. 折込広告を輸送する車両が新聞販売店に到達できない場合
3. 新聞配達員が配達先に到達できない場合

■ライフライン（食料・飲料水・電気・通信）の崩壊により業務遂行不能な場合

■新聞輸送、新聞配達、折込広告輸送に関わる車両や燃料の調達が困難となった場合

■警察、消防、その他監督官庁からしかるべき指導があった場合

■その他、折り込み広告業務を著しく阻害する事態が発生した場合